

議第41号

三島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

三島市国民健康保険税条例（昭和34年三島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.84」を「100分の6.62」に改める。

第4条中「25,200円」を「28,200円」に改める。

第6条中「100分の1.05」を「100分の0.74」に改める。

第7条中「10,800円」を「7,800円」に改める。

第8条中「100分の1.54」を「100分の1.90」に改める。

第22条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改め、同条第1号ア中「17,640円」を「19,740円」に改め、同号ウ中「7,560円」を「5,460円」に改め、同条第2号ア中「12,600円」を「14,100円」に改め、同号ウ中「5,400円」を「3,900円」に改め、同条第3号ア中「5,040円」を「5,640円」に改め、同号ウ中「2,160円」を「1,560円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の三島市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士